

京都府子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）の概要

計画改定の方向性

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、主に以下の内容を盛り込む。

（1）保育等の量の見込み及びその確保方策

- ・ 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策を設定し、地域の実情に応じて円滑に事業が実施できるよう市町村を支援

（2）保育等の推進に関する体制の確保

- ・ 地域の中核的な役割を担う保育所・認定こども園・幼稚園の整備を一層促進することにより、質の高い教育・保育を提供
- ・ 保護者の就労状況等によらず柔軟に受け入れられる施設であり、子育て支援の提供施設の役割を担う認定こども園について、地域の実情を踏まえながら普及を推進
- ・ 一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター等の多様な保育や子育て支援サービスを市町村と連携して充実するとともに、地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・子育て支援情報提供等の体制を強化

（3）保育人材等の確保・質の向上

- ・ 保育士等の給与水準や労働環境等の改善を図るため、市町村や関係団体等と連携して、職員配置の改善や保育の質の向上に資する施設整備及び保育環境の多機能化や生産性向上の取組を支援
- ・ 保育人材の確保・定着を図るため、市町村や関係団体、養成校等と連携して、学生等に保育士や保育所・認定こども園・幼稚園等の魅力を発信する取組の強化や府域でのマッチングを推進
- ・ 幼児期の教育・保育の質を向上するため、市町村や関係団体等と連携して、子どもの安心・安全の確保はもとより、親や保護者への支援の視点も含めた情報交換、情報共有、様々な研修機会を充実

- 京都式保育人材キャリアパス制度を活用し、キャリアアップを通じた処遇改善を支援するとともに、キャリアに応じた保育士等の人材育成や職場定着を図ることにより、保育士等の質も向上

(4) 在宅育児家庭への支援

- 子育ての知識や経験が少なく、不安や孤立感を抱えたまま在宅で育児をされている子育て家庭の割合が多いことから、国制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の子育ち支援に加え、親子通園などを通じた育児の悩み相談や親同士の仲間づくりなどの親育ち支援についても、市町村や関係団体等と連携し推進